

伊丹市交通局マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市交通局オリジナルマスコットキャラクター「たみばす」（以下「マスコット」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、マスコットを適正に普及させ、もって当局のイメージアップを図ることを目的とする。

(マスコットの図柄)

第2条 マスコットの図柄は、別表に定めるとおりとする。

(使用承認の申請)

第3条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、伊丹市自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本市の機関又は国若しくは兵庫県が使用するとき。
- (2) 市内の学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が市政に関する報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他管理者が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。

- (1) 当局の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
 - (4) その他管理者がマスコットの使用について不適当と認めるとき。
- 2 前項の承認は、マスコットの使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。
- 3 市長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 マスコットの使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第6条 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出を行なうこと。

(使用上の遵守事項)

第7条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
マスコットのデザインの改変は認めない。

- (1) 承認された内容により使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) 縦横比の変更はしないこと。
- (4) マスコットデザインの一部分使用をしないこと。
- (5) マスコットデザインの向きを上下、左右、反転しないこと。
- (6) マスコット使用時には、「伊丹市営バスマスコット たみばす」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「伊丹市交通局マスコット」の表記を付すること。
- (7) 前号の表記の書体は、HG 丸ゴシック M-PRO を使用すること。

(承認内容の変更の申請)

第8条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用承認変更申請書（様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 管理者は、マスコットの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、マスコット使用承認取消書（様式第4号）をもって行うものとする。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、マスコットの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

2 マスコットの使用承認を受けた者が、マスコットの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則 この要綱は、令和6年6月21日より施行する。

付 則 この要綱は、令和7年10月22日より施行する。